

## 滋賀県いじめ再調査委員会議事録

- I 日 時 平成 30 年 6 月 29 日(金)午前 10 時から午後 11 時 40 分まで
- II 場 所 県庁本館 2 階 第 4 委員会室
- III 出席者 委 員：荒川委員、安藤委員、春日井委員、佐々木委員  
事務局等：総務部長、総務部総務課職員、総務部私学・大学振興課職員、  
教育委員会事務局幼小中教育課職員

### IV 次第

- 1 開会
- 2 任命書交付
- 3 挨拶（総務部長）
- 4 委員紹介
- 5 委員長選任
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 議 事（報告事項）
  - (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
  - (2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について
- 8 閉会

### V 審議経過

#### 【1 開会】

#### 【2 任命書交付】

- ※ 各委員に総務部長から任命書が交付された。

#### 【3 挨拶（総務部長）】

- ※ 委員会開催に当たり総務部長が挨拶を述べた。
- ※ 挨拶の後、所用のため総務部長は退席した。

#### 【4 委員紹介】

- ※ 事務局から各委員の紹介を行った。
- ※ 委員紹介の後、事務局等の職員の紹介を行った。

#### 【5 委員長選任】

- ※ 委員の互選により、春日井委員が委員長に選任された。

## 【6 委員長職務代理者の指名】

※ 春日井委員長から、荒川委員が委員長職務代理者に指名された。

## 【7 議 事（報告事項）】

### (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について

(春日井委員長)

それでは議事に入ります。本日の議事は、いずれも県からの報告事項です。

まず、議事1の「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」の説明をお願いします。

※ 幼小中教育課から資料に基づき説明

(春日井委員長)

ただいまの報告について御意見、御質問などがございましたら、お願いします。

(安藤委員)

アンケート調査は小学校低学年の方にも行うのでしょうか。

(幼小中教育課)

はい。

アンケートについては、各学校に質問の仕方などを工夫してもらっています。

(春日井委員長)

質問の中身や表現を工夫してもらって全学年で行っているということですね。

(幼小中教育課)

はい。

(佐々木委員)

アンケートについては、形骸化のリスクが指摘されることがあるのですが、形骸化を防止するために工夫されていることはありますか。

(幼小中教育課)

アンケートの形骸化については危惧しているところでございます。私どもといたしましては、アンケートだけに頼るのではなく、日頃の子どもたちの様子をしっかりと確認して見守っていく、そして、様子がおかしいことに気づく先生方の感性を磨いていくことが、アンケートを補うことになると思います。

また、アンケートはその場で書いてもらうこともあれば、期限を決めて出してもら

うこともあります。記名・無記名の違いもあります。保護者と一緒に考えて出してもらうこともあります。いろいろな方法を考えながら実施しているところです。

(春日井委員長)

高校や特別支援学校も同じようにされているのですか。

(幼小中教育課)

はい。

(春日井委員長)

特別支援学校の生徒たちへの表現の仕方、伝え方については難しい部分もあると思いますが。

(幼小中教育課)

はい。特別支援学校については、アンケートよりも、それぞれの子どもたちの様子を確認することのほうが主になっています。

(春日井委員長)

そうですね。分かりました。

(安藤委員)

アンケートは、学校によって回数が違うと思いますが、内容も学校によって違っていて、工夫されていると思います。

私が現場でスクールカウンセラーをやっていることには、先生方はお忙しい中でアンケートをやっておられて、集計する時間をとることも難しいということがあります。

できるだけ簡易で必要な項目だけに絞り、それをもとに教育相談を行うなど丁寧に御対応頂いている。

是非、先生方の御負担にならないような工夫を、各学校で取り組んで頂きたいと思います。

もう一つ気になることは、いじめの発見のきっかけで「周りの児童生徒からの訴え」というものがあると思います。

いじめの問題で大事だと思っているのが、「学校現場で子どもたちが友達の危機に気付く。それを適切に周りの大人に訴える力を育てる。」ということです。是非アンケートにも「誰か困っている人がいることを知っている」という項目に丸をすただけでもいいので、そういう欄を作って頂くことも必要かと思っています。

(幼小中教育課)

教師が大変忙しくしている学校現場をよく見て頂き、ありがとうございます。

アンケートにつきましては、簡易な方法で行い、担任や生徒指導で確認し、教育

相談につなげていけるようにしたいと思います。

また、子どもたちの方から「こういうことを見たよ」ということを書いてもらう項目をアンケートに設けている学校もございます。このようなことも啓発したいと思います。

さらに、「滋賀県いじめ問題サミット」を開催して、子どもたちがいじめについて議論する取組をしております。このことについては、「いじめ防止対策について」（議事(2)）で説明いたします。ありがとうございました。

(佐々木委員)

話が少し変わりますが、今、学校現場で管理職の方が困っておられるのは、気付く力が弱い教師が増えているということです。

ベテランの先生方が大量に退職された後に、若手の先生方が大量に入ってこられる。そのこと自体は悪くないのですが、気付く力は経験などが関係してくる部分もあると思います。もともとのセンスもあるかもしれませんが。

ソーシャルワークの立場で言うと、どうしても個々の先生の主観はまちまちなので、主観で「これはいじめ。これはいじめではない。」とカウントされてしまうことについては、新たなリスクが発生するかもしれないと思います。

学校の中に、いじめに関わらず子どものSOSをキャッチするシステムが必要だと感じています。

ソーシャルワーカーが入っていく場合には、単に関係機関をつなぐだけではなく、重要なのは、校内の教師間の情報共有やタイムラグのない情報の一元化といった校内のシステム作りだと思っています。

子どもたちの力が大切だという話がありましたが、もう一つ、学校のシステム作りや子どもたちのSOSをキャッチしてからの教師間のつながりで言うと、是非、県内の学校の先生たちに「人に支えられる力」を育てていただきたいと思っています。

先生たちは「人を支える力」を大変お持ちなのですが、逆に「人に支えられる力」を発揮することに気後れしたり、あまりその力が育っていなかったりする。それが結局子どものSOSを代弁できないことにつながっている状況をよく見かける。

先生たち自身が人に支えられることが子どもの代弁にもなるということ、その認識を、県としても現場に伝えてもらえるとありがたいと思います。

(幼小中教育課)

貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

ベテランの先生方に替わって入ってくる若い先生方に対して研修等を行っておりますが、御指摘のとおり、情報の共有はたいへん大事なことだと思っています。

各学校にいじめ対策委員会があります。私たちは先生方に、「いじめは被害者の立場になって考えること」「継続的であるかどうかなどといった、昔のいじめの感覚ではなく、現在の法に則っていじめを認知すること」「先生方個人の主観ではなく、法の定義で認知すること」などを説明しています。

また、特に初任者に言っているのは、隣の先生や学年主任に必ず伝えなさいということ。そして、組織的に対応する。いじめは一人で対応できるものではないので、組織的に対応することが大事だと言っています。

まさに「人に支えられる力」を育むことは大事だと思います。この点につきましては、県教委としても、各学校の先生や校長先生に機会があれば伝えていきたいと思えます。

(春日井委員長)

私からもお尋ねします。

1つは情報の共有、「チーム学校」としてどのように対応するか。いじめの問題は主観と主観がぶつかる部分がありますから、当事者の主張が100%重なるということはまずありません。そのときにどういう対応をするかが問われると思います。このあたりをどう考えておられるか。

それから、先ほどの「人に支えられる力」、援助要請力という言葉を使ったりしますけれども、助けてと言える力が「チーム学校」を本当に機能させる軸になると思えますけれども、このあたりも大事にさせていただけるといいと思えます。

また、認知件数の捉え方ですけれども、学期に1回くらいアンケートをとって、いじめアンケートだけだと、毎回いじめの問題だけで、それだけで面談というのなかなかしんどいので、生活アンケートと一緒にしながら表と裏でとってとか、それぞれの学校が工夫されているということを見聞きしています。

ですから、いじめだけに焦点化するというよりも、学校生活や進路のことで悩みがあるとか、友達関係で悩んでいるとか、家のこととか、子どもたちが書く場合がありますので、その中で、実はちょっと嫌な思いをしているとか、最近つらい思いをしているとか、トータルで子どもの生活を捉えていくことが大事だろうと思えます。

その中で、何をいじめと捉えるかというときに、広く捉えると、本人が「つらい」と言ったら1カウントなのです。

昨年は32万件で10万件増えた。京都府が一番多くて、2万件を超えている。今や文部科学省から「京都府が一番丁寧に対応していただいています」と評価されている。

九州のある県は数百件しかなくて、逆に「何をされているのですか」と。つまり、指導、支援の見逃しをなくしていこうということ。いじめ防止法の問題は、問題行動があったらすぐ「いじめ」だとラベリングすることが目的ではなくて、小さな問題が大きいいじめの問題に発展しないように、小さなトラブルのうちからきちんと丁寧に対応して、関係修復を図っていこうということ、現場の先生方には是非共通理解をしていただきたい。そうでないと、うちの学校はいじめが多いなあとか、そういう話ではなくて、大きいいじめの問題に発展しないための対応を丁寧にされている学校なのだという捉え方が大事なのではないかという気がしています。

生徒指導する場合も、「あなたがいじめた」と言ってしまうと、加害者・被害者という論理にすぐなってしまう。それは子どもの日々の人間関係を反映していない



たらもう一回、どうなったかを確認するよう指導しています。また、確認する場合には、本人が心身の苦痛を感じていないことを面談等で本人と保護者に確認するよう口をすっぱくして指導しています。

平成 28 年度の調査から、1 月に発生した事案は 4 月以降にならないと解消の確認ができません。1 月から 3 月に発生した事案は、解消はなく、全て取組中になります。そのため、27 年度より解消率が下がっています。

先生がおっしゃられたことについては、8 月に小中高、特別支援学校の生徒指導の先生方がお集まりになる機会がありますので、あらためて確認いたします。

(春日井委員長)

はい。

教員側が認知件数としてカウントする数と、現場で子どもと直接対面しながら指導、支援する場合に、先ほどおっしゃったように、それをそのまま「いじめだ」というかたちでストレートに子どもに言うてしまうみたいなこととは少し距離がある。いじめとしてカウントしながらも、そこは丁寧に配慮しながら、関係修復に重点を置きながらということは大事だと思います。それでよいだろうと思います。

関係修復についても、現場の先生方は、どちらかというところ、仲直りしなさいという対応が第一で、当然なのですけれども、でも、私は関係修復の中には 3 つあると考えていて、1 つは和解・仲直り。もう 1 つはしばらく距離をとる。「あまり関わらないでおき」と。3 つ目は関係の解消。関係の解消も関係修復の 1 つだと思います。友達関係を一旦解消して、お互いが少し他者との関係を広めていくとか。

和解、距離をとる、関係を一旦解消する、この中のどれを、とりわけ被害を訴えている子どもが求めるかということに応じて対応、支援していかないといけない。

とにかく仲直りしなさいだけだと、余計な二次的な被害を生んだり、まだ相手が謝る気がなかったりする場合もある。無理やりそういう場を設けても、余計にプレッシャーがかかってしんどくなるということもありますので、そういう場合は親御さんに「申し訳ないけれど、こういう状況です」ということを話し、継続的に指導するというところで、しばらく距離を置くということもありえると思います。

(佐々木委員)

ひとつお願いがあるのですが、資料 1 の (3) いじめの認知学校数のところで、ものすごく細かいところまでいじめとしてカウントしていくという体制から考えると、たとえば小学校の認知校数は 226 校中 206 校ですが、226 校中 226 校であるべきかなと思います。また、小、中、高と、校種が上になるにしたがって、認知件数が減ってきている。私はこの数字は怖いなあと思っています。

日常の中にいじめのエッセンスはたくさんあるわけで、それなのに、全くいじめは認知していませんという学校が 1 校でもあるというのは、問題かなあと思います。

認知件数があがってこない学校に対しては、どういうふうにされているのか。勝手な想像ですが、報告に対して 1 回は戻して聞いているのか。あるいは戻さずそのまま受け取るだけなのか。どうなのでしょう。私としては、本当はないのですか

と確認していただきたいと思うのですが。

(幼小中教育課)

県教委から直接市町の学校に言うことはできませんので、市町の教育委員会に戻して尋ねてもらっています。

それから、昨年度と今年度、いじめゼロの学校を訪問しています。子どもの数が4人とか5人といった極端に少ない学校については、いじめがないということもありえるかと思います。しかし、ある程度の人数の学校になってくると、いじめはあるだろうと思いますので、学校を訪問し、どういう状況なのか確認するとともに、法律のことやいじめの定義の改正のことを含めて何度も先生方に啓発しているところでございます。

(春日井委員長)

はい。ありがとうございます。

いじめの件数は、小学校が圧倒的に多いですね。全国的に、不登校は中学校が8割、小学校が2割ぐらいですが、いじめについては逆で、資料で見ると、小学校が8割近くで、中学校が2割ぐらい。

高校ぐらいになれば、気の合わない関係の生徒同士はお互いに距離をとるので、冷やかしからかいなどのトラブルは減る。子どもの成長からすれば当たり前かもしれないですが。

だから、むしろ小学校で、お互い未熟な者が、関わって繋がって生きようとしているから、当然そのプロセスでトラブルはあると思う。小学校の些細なトラブルを、どう丁寧に対応してもらえるかということが、その後の中高の人間関係の形成、あるいはそこでの解決能力の形成にとってとても大事だと思うのです。

担任の先生次第みたいところが小学校にはまだまだあるので、小学校の中でチームとして、学年で問題を共有してとか、場合によっては管理職の先生も含めて共有して対応していくとか、そこが特に大事なかなと思います。

中学校や高校は教科担当者がクラスに入って見えていますし、学年集団も大きいですから。

だから、とくに小学校での細かなトラブルを担当プラスアルファのところチームとしてどう対応して、当事者双方の成長に繋げていくかという視点を大事にしてもらえるといいと思っています。

(幼小中教育課)

ありがとうございます。

(春日井委員長)

それでは、もう1点御報告がございましたので、そちらに移らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、議事(2)に移ります。

## (2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について

(春日井委員長)

「滋賀県におけるいじめ防止対策について」の説明をお願いします。

### ※ 幼小中教育課から資料に基づき説明

(春日井委員長)

ありがとうございました。ただいまの御報告に関わって御意見、御質問などがございましたら、お願いします。

(荒川委員)

子どもさんを見る学校の先生の普段の対応が一番大事かと思います。学校の先生がお忙しいのはすごく分かるので、資料の中にあるような催物・行事をすることも大事だと思いますが、そのことが先生や学校の負担になってしまっているのではないか。

こういうことをしましたということも大事なのですが、普段以上の負担をできるだけ減らしてあげたいなあと思うのが私の考えです。

(佐々木委員)

今の御意見と似ているかもしれませんが、いじめの対応を進めれば進めるほど、それはすごく大事なことのだけれど、たぶん現場の先生達は実感されていると思いますが、子どもたちが自分と他人との意見の違いということを議論しなくなる。

休み時間の「お前それは違うやろ。俺の方が絶対正しいし。」みたいな口論も、もしかすると後で「嫌やった」と言われてしまうと、これもいじめですよ。

そうすると、一つ一つの問題解決というところの中で、先生達がすごくそこで悩むと思います。

他人と自分は意見が違うのだということを学校の中で体験しながら、資料に書かれているように、その中で他人と自分との違いや相手を尊重することを学んでいくのかなあと思うのです。

いじめ問題サミットに限らず、いじめが大変だからというよりも、私自身も教員だったということもあるかもしれませんが、私は、そもそもそれは教育のスタートの部分ではないのかと思います。

学校教育で何が大事かという、学習であれば塾に行けばよいし、AIが発達すればAIの授業を家で安全なところで聞いて、レポートを提出すれば学習はできるかもしれない。しかし、学校は人とのふれあいがあって、いいこともあって、悩むこともあって、悲しいこともあって、でもうれしいこともあって、そういう中に意味があるように思います。

今、アクティブラーニングというカタカナ言葉で、子どもたちが自分たちで意見を言いながら学んでいきましょうということが推進されています。これは大事なことだ

と思いますが、なぜこれをしてこなかったのだろうか。

なぜ今さらカタカナ言葉を付けて再出発しなければいけないのだろうかと思っています。かつてそれは普通のことだったのではないかと、いろいろなことを考えてしまいます。

アクティブラーニングの推進でもよいし、いじめ対策の推進でもよいのだけれど、本来、全ての授業の中で子どもの意見を教師が上手に取り上げながら、それに対して、安心・安全なルールの中で他の子どもの意見をきちんと吸い上げていくというような授業づくりが、もしかするとどこかで忘れられてきた部分があるのかなと思います。

いじめはいじめのというように縦割りではなく、たとえばいじめと不登校はリンクしているので、不登校対策と一緒に、いじめを原因とする不登校 30 日で重大事態にもなるわけですから。いろいろなことは、実は連鎖していて、一つ一つを取り上げてということも大事なだけれど、根底のところ、スローガンではなくて、もう少し具体的に、学級づくりとか授業づくりとか、そういう学校教育の基本のようなところをあらためてここは大事なのだという明確なものがあって、その上に、いじめとか不登校とかの対策が乗ってこないといけないのではないかと。

学校の中の先生の姿を見てみると、「次にこれをやれ、次にこれをやれと言われ、僕らは頭が回らないのです。」という声を聞くのです。

けれど、それは実は新しいことをやれと言っているのではなくて、そもそものところの部分が土台にあっての話なのだろうなと思います。

しかし、先生達の実感では、次々に新たなことをやれと言われてるように聞こえてしまっていて、疲弊感とか、すごく仕事が多いという多忙感というものを、悪循環で生み出してしまっているのではないかと思います。

話が長くなって申し訳ないですが、その部分については、どれぐらい県としては重視しながらアピールしていこうと思っておられるのか、あるいは、思われていないのか、聞かせていただければと思います。

(春日井委員長)

今、お二方から意見が出ました。お願いします。

(幼小中教育課)

はい。

荒川先生のおっしゃられた教員への負担についてですが、滋賀県いじめ問題サミットは、「他の学校ではこんなことをやっているんだ」というような、子どもたちの気づきがものすごく大きい取組です。

私たちがこれを始めたあと、同様の取組を各市でも行ったり、中学校と校区の小学校が集まって行ったりしています。やってよかったというような御意見をたくさんいただいております。そのような中で滋賀県いじめ問題サミットは発展充実させて開催しています。

ただ、先生に御指摘いただいたように、学校の先生方の御負担を減らすのが課題で、模索しながら開催している状況でございます。

佐々木先生がおっしゃっていただいたところは、まさに根本でございます。

生徒指導は全部そうなのです。もともと生徒指導というものがあるのではなくて、授業をはじめとする色々なことの中に生徒指導がある。

私たちは、不登校でもいじめでも、最初に言っているのは「魅力のある学校づくり」ということです。子どもたちにとって安全・安心、そして居場所のある学校づくりを念頭に置いています。

楽しい学校であれば子どもたちは来る。楽しい授業があれば子どもたちは来る。仲良くみんなで教え合ったりすることができる。

佐々木先生がおっしゃったとおり、新たな言葉で新しいことをやっていくという感覚ではなくて、もともと教師がすべき根底の部分をやっているのだという思いです。ただ仕事が増えているという声もあります。そのようなことも考えながら、子どもたちの状況に応じて魅力ある学校づくりを進めていくことが一番大事なことで、県としても考えています。

資料は「いじめ防止対策の総合的な推進」ということで、生徒指導の立場で書いておりますので、ここに書いてあることだけになっておりますが、頭の中に題目としては魅力ある学校づくりというものがあります。

(春日井委員長)

ありがとうございます。

冒頭の報告の中でも、仲間づくりとか自尊感情を大事にしようとか、生徒が主人公の学校づくりをというような、そういうことがベースになるということがありました。それは、具体的には、授業での取組であったり、学級づくりや行事での取組であったり、そこでどれだけ子どもが「おもしろいなあ」とか「よく分かる」とか、やっぱり学校は楽しいと思えるか。それが全体的にはいじめの予防になるという捉え方ですね。そこは一致したと思います。

資料の中にSC（スクールカウンセラー）とSSW（スクールソーシャルワーカー）の活用事業ということで、ちょうど今日も委員の中にお二方来られていますし、それぞれの専門家の立場から見たときの学校での活用状況とか、果たす役割とか、あるいはチーム学校がどのようにすればより機能していくのかというようなことで、逆に御意見が伺えたらというふうに思うのですけれども。

SCとして、あるいはSSWとして学校に入っておられる立場から見た今の学校の取組状況とか、御意見いただければと思います。

(安藤委員)

SCとして考えることですが、SCは基本的に学校で1人です。市町によってはSSWとSCと一緒に入っている学校や、常駐校としてSCが毎日来ている学校もあります。

ただ、SC単独で配置されている学校でいじめが起こった場合の対応ですけれども、まずは被害児童生徒、それから保護者に対応するのですけれども、加害生徒にもカウンセリングしないとけない。1つの学校で加害と被害の両方に会うというのは非常

に難しいです。

加害生徒に会うことで、被害生徒は向こうの方が手厚くされているのではないかと  
思われる場合も実際にあります。

それから、「向こうが悪いのに、何で私がカウンセリングに行かされるの。」とい  
う声を聞くこともあります。

例えば、市町のカウンセラー、臨床心理士が市教委などにおられる場合は、そちら  
に加害生徒に行っていたとか、うまく連携していじめの問題に取り組んでいくこ  
とができればと思っています。

私は恵まれていて、複数配置されているところが多いですけれども。

それからもう1点言わせていただきたいのですが、先ほど佐々木委員がおっしゃら  
れたことで、私もすごく同感することとして、いじめを見聞きした担任の先生、若い  
先生が、他の先生にこういうことがありましたと報告したり、助言を求めたりするこ  
とが大事だと思うのですが、気の毒だと思うのは、大学を卒業したてで講師とし  
て初めて学校に入ってきて、いろいろなことが初めてだらけで、精一杯で、いじめの  
話を聞いたけれど、毎日の業務に追われて、どんなことを他の先生に助けを求めても  
よいのかも分からず、そのまま放置して、数週間経過して「行きしぶり」になって相  
談に来られたというケースがありました。

新採で来られた先生には研修が定期的に行われるけれど、講師の先生には何もない。  
そのあたりが危ないなあと思いますし、その先生にとって不幸だと思います。もう少  
し校内で、どういうことを相談してよいかということも分からない方もおられるので、  
そこをベテランの先生がもう少しカバーしてほしいなあと思います。

(春日井委員長)

ありがとうございます。

佐々木委員はいかがですか。

(佐々木委員)

心が折れやすい先生が続出する学校は、教師の同僚性が低いと思います。

なぜ教師の同僚性が低くなるかということ、まさに安藤委員がおっしゃられたような  
学校の状況にあると思います。

自分で何とかしなければいけないとか、誰に何を相談したらよいのか分からないと  
か、そういう状況の中で、先生がどんどん孤立感を深め、子どもの状況も悪化する。  
あるいは親御さんとの対応に疲弊していく。

どんな大きな問題があっても、同僚性の高い学校の先生は結構元気です。教師のメ  
ンタルヘルスが悪いと子どもにとって不利益であることは間違いのないと思います。子  
どもの利益を考えると、家庭・家族の状況も良好で、学校の先生たちの状況も良好で  
あることが、絶対的なことのように思います。

私の立場で言うと、滋賀県でスーパーバイザーをやっていないので滋賀県の状況は  
よく分からないのですが、他の複数の自治体でスーパーバイザーをやらせていただい  
ている中で必ずやっという言っていることは、ソーシャルワーカーが入っている

日にはケース会議をするということ。同じ日にスクールカウンセラーさんも来ているときは一緒にケース会議に入っていただく。仕組み作りから入っていくのです。

仕組み作りから入っていくことの良さは、人に相談しにくい先生もそこに同席するということです。それから、いくらベテランでも若手から相談がなければ、やはり言いにくい。ケース会議であれば、老若男女が、子どもにかかわる者として会議に入りますので、ケース会議という一つのルールの中で色々な意見を言い合ったりすることができます。こうしたらいいのでは、ああしたらいいのではということが言えます。

ですので、ケース会議にあげてくる子どもをどういうふうにピックアップするかという仕組みの中で、担任が言わなければ取り上げないのではなくて、担任以外のいろいろな先生が気づいていたら、それをコーディネーターの立場の先生に言っていけば、その子どものことを皆で考えましょうというふうにする。いろいろな人の目が入って、気になる子どもをケース会議にあげていこうという仕組みが学校の中にできていけば、抱え込みを解消したり、自分でどうしたらいいか分からなかった先生にも自動的にいろいろな人がかかわるようになる。

もうひとつとしては、教師のアクティブラーニングの場になるとと思います。ケース会議は一つのグループワークなので、ここでチーム感ができたりする。校内の仕組みの中に、子どもをどのようにトリアージして、そのトリアージの仕方が単なる主観ではなくて、いろいろな客観が入ってきたり、そのことが、良い悪いとか、教師が嫌か嫌でないかではなくて、自動的に、仕組みの中で、ケース会議に持っていかれるようなものを、私が関わっている自治体には、ソーシャルワーカーを介して、取り入れていただけるように進めています。

実際にそれを始めて13年間その仕組みで取り上げていったある小学校は、800人規模の児童数がありますがけれども、いわゆる文部科学省が言うところの不登校は0から1の推移で回っています。

それが、10数年間、人が入れ替わっても続いているということは、教師にとってそれが有効であることの証かと思います。

滋賀県も、県のビジョンと各市町のビジョンが違うのかなあとと思います。そういうケース会議とか校内の仕組みということよりも、困っている子どもに関わってください、困っている保護者さんに関わってくださいということを強調されている市町もあると、伝聞ではありますが、聞くこともありますので、県として下ろしていけることと、市町の主体性というところでされていることと、また別の問題があるかなと思いますけれども、ソーシャルワーカーとしては、子どもの環境としての学校環境が、どれだけ子どもに有効にシステムとして回っていけるのか、それが先生たちの利益にもどういうふうフィードバックされていくのかということを考えています。

(春日井委員長)

ありがとうございます。

(幼小中教育課)

ありがとうございます。

まず安藤委員からいただいた御示唆につきましては、私たちも市町との連携が必要だと思っていますので、市町との連携が充実するように、市町とも話をしていきたいと思っています。

次に講師についてですが、講師の方にも研修は行っていますが、大学を出てすぐの方は、先生がおっしゃったとおり、何を相談してよいのか、何を言えばよいのかも分からないということもあると思います。逆に、ベテランの先生方が声かけをするようなことも必要かと思えます。機会を捉えて各学校、市町の教育委員会にもお話ししたいと思っています。

スクールソーシャルワーカーについて、佐々木委員がおっしゃったとおりの考え方で県も動いております。私ども滋賀県では、日本全国に先駆けて、割と早い時期にスクールソーシャルワーカーを立ち上げております。アセスメントとプランニングをもとにケース会議を行い、先生方に福祉的な視点をもっていただくというのが滋賀県のスクールソーシャルワーカーの活用事業の考え方でございます。県としましては、ケース会議を開いて、子どもの環境改善をどのように図っていくのか、多くの情報を集め、短期長期の目標を立てながらプランニングして、それを実践していきます。そして、数週間後にもう1回ケース会議をもち検証し確認を行います。現在19市町にそれぞれ拠点校を置いています。スクールソーシャルワーカーの配置時間数につきましては、例えば大きい市だと600時間あります。その配置時間数の中で、拠点校では240時間使い、残りの時間を市内の各学校に派遣する体制をとることで、広く活用できるようにしています。もちろん市と町では時間数が変わりますが、そのような体制で実施しています。

委員がおっしゃっていただいたとおり、スクールカウンセラーの先生方やスクールソーシャルワーカーの先生方の力を得ることで、改善している学校が多々あります。

例えばスクールカウンセラーですと、常駐校の中学校が現在4校あります。毎日どなたかに来ていただいています。アンケートをとってみると、配置していない学校と比べると、やはり問題行動等が減っている。スクールソーシャルワーカーを配置している学校についても、問題行動等が減少傾向にあります。そのあたりのところを踏まえて、活用の仕方をさらに工夫しながら、委員がおっしゃっていただいたことも頭に入れながら、今年度、来年度進めていけたらと思います。

御意見ありがとうございました。

(春日井委員長)

はい。

(佐々木委員)

少し質問してもよろしいでしょうか。

(春日井委員長)

どうぞ。

(佐々木委員)

滋賀県は全国に先駆けて児童虐待担当教員をつくられました。その児童虐待担当教員が、今どれぐらい機能しているのかということ。

それから、教職課程の中に虐待の授業はまだ位置づけられていないと思うのですが、ほとんどの新採の先生が虐待のことを知らずに来ておられる。これに対して県教委として何か虐待の研修をすとか、虐待担当教員を使って各校内で虐待研修をすとか、そういうことをお知らせされているのか。もしされているとすれば、どれぐらい実施されているのかということが気になります。なぜかという、虐待のことを知っている先生と知らない先生とでは、いじめを含めて子どもへのアンテナの立て方が全く変わってくるので。いじめの加害・被害の中には、被虐待の子どももたくさんいますので、そういうことがどうなっているのか。

また、いじめのことについても、虐待のことについてもそうなのですが、学校の先生たちは教職課程で学習していないこともたくさんありますが、法制度に弱いです。ものすごく法律に弱いです。ですので、良かれと思ってやってらっしゃることがコンプライアンス違反になっていることを時々発見してしまうことがあります。そこも含めて、いじめ防止対策は法に基づいた制度だと思うので、法令をどれぐらい先生たちが目にしたことがあるのか。児童虐待防止法と児童福祉法 25 条に関しても、存在すら知らない教員が少なくない。そこに対して、児童虐待担当教員がどれぐらい機能しているのか。現実的に、今、あれからどうなっているのか教えていただけないでしょうか。

(幼小中教育課)

はい。

児童虐待担当教員につきましては、平成 16 年度から各小中学校に、平成 19 年度から幼稚園と高等学校に教員を位置づけております。現在、県では、新しく児童虐待担当教員になられた方に対して研修会を毎年開いております。併せて、初任者研修、養護教諭の研修にも虐待の内容を入れています。

児童虐待担当教員が学校内でその先生を中心にどのような研修をされているかについては、資料がないので今お答えすることができず、申し訳ありません。

虐待については子ども・青少年局が対応しておりますので、そちらでいろいろと研修などを行っておられます。

それから、教員は法律に弱いということについて、なきにしもあらずと思います。児童福祉法の改正などについて、校長先生方、管理職の先生方にもお知らせし、各学校において周知していただくようお願いなどしているのが現状でございます。

小学校校長会、管理職研修会、生徒指導・教育相談担当者研修会など、いろいろな場面を使って、そういった法律についての啓発をしているところでございますが、隅々まで行き届いているかといいますと、申し訳ありません。そこまで確認が取れていないところでございます。

今後も法については更に啓発していく必要があると思っているところでございます。今は多くの学校で、虐待を疑った段階で各市町の福祉部局もしくは児相に通告する

というところは以前に比べると進んできたかと思います。ただ、先生方には、「通告して終わりではありませんよと、関係機関と一緒に子どもを守るために、子どもとどう接していくのか考えていく、通告が始まりです。」と伝えています。

申し訳ありません。お答えになっているか分かりませんが。

(春日井委員長)

ありがとうございました。

今、とても大事な議論がなされたと思います。

1つ目は、SCがだいたいどの学校にも1人は入っておられて、SCと他の先生方との役割分担みたいなことも大事な事かと思います。SCが潤沢にいればSC同士で役割分担ができますが。

例えば、保護者と子どもの対応をするときに、よくケース会議のときに役割分担で議論になる。SCの方には保護者に継続的なカウンセリングをしていただいて、子どもの方はとりあえず主任と担任で何とか支えましよう、そして定期的に面談、教育相談をしていきたいと思いますというような工夫も大事かと思いました。

2つ目は、若い先生。私も毎月5か所ケース会議に行っているのですけれども、若い先生の最近の特徴は何かと聞いていたら、「正解を求める」「マニュアルを求める」「指示待ち」のようなことが課題としてあがってくるのです。

そういう状況であれば、ケース会議を情報共有の場にするだけではなくて、具体的なケースを1つ検討して、そこで若い担任の先生に対して「あなたはどうしたいのか」「あなたはこれについてどう考えているのか」ということを大事に聞いてもらえるような場にしていく。チームが機能する要素として「当事者性と主体性」と私は呼んでいます。参加者は評論家ではなく、自分が担任だったらどうするかという点で若い先生に丁寧に問いを発して一緒に考えていくプロセスが大事かと思います。

なかなか公立で定着していないのですが、月に1回とか、時間をとってケース会議、具体的な事例の検討会が、県下の小中高で定着しているというふうになってくると、すごく現場の先生方の力量が高まると思います。問題の解決を図ることが促進されると思います。

先程、アセスメントとプランニングとおっしゃいましたが、子ども理解と取組方針ですね。子ども理解と取組方針を皆でつくって考えていく。若い先生が当該のクラスではなくても、そこで一緒に学んでいく。若い先生を育てていく、場合によっては若いスクールカウンセラーも育てていくような場になるのではないかと思います。

私はそこを是非、重点施策の中に入れていただけたらいいなと思って聞いておりました。

あと、この資料に関わって言うと、(資料2)の右下に「重大事態への対応」というのがありますね。昨年度、滋賀県下で重大事態と認定されて対応された市町の教育委員会、県教委も含めて、どんな状況だったか、もしデータがあれば教えていただければと思います。

(幼小中教育課)

はい。平成 28 年度のデータになりますが、重大事態は 6 件ございました。全て 2 号事案（不登校事案）でございます。

（春日井委員長）

いじめをきっかけとした 30 日以上のもの。

（幼小中教育課）

はい。中には重大事態として調査したけれども、重大事態ではなかったというものもございます。

（春日井委員長）

わかりました。

それらは市町で調査委員会が立ち上げられて、そこで調査をして対応がされているという理解でよろしいですか。

（幼小中教育課）

はい。調査は市町教委が主体の場合と学校主体の場合があります。

（春日井委員長）

そのどちらかということですね。わかりました。

（幼小中教育課）

委員がおっしゃっていただいた事例研究はとても大事なことだと思っております。初任者研修やいろいろな研修で、講義だけではなく、事例を出してグループで考えさせるようなことを必ず入れています。自分ならどうするかということを考えた上で、グループで話し合ってもらいます。

委員がおっしゃっていただいたことで、その大切さを再認識しております。

（春日井委員長）

私は今、大学院教職研究科を立ち上げて、院生は M1・M2 で 70 人いるのですけれど、やはり自分たちで考えるグループワークを大事にしている。

虐待の問題については、授業でも当然やるのですけれど、児童養護施設を訪問して施設長さんの話を聞いて、施設内を見学する。そうすると、学校に行っていない子どもたちとたまたま出会ったりして、実際のそこでの子どもたちの生活ぶりを見て、背景とかも学んで帰ってくる場合があります。

あと、ちょっと気になるのが、自尊感情。国際比較をすると日本人は自尊感情が低い。私は、文化的な違いがあるから当たり前だと思う。国民性・文化性もあるので単純比較はできない。日本には謙譲の文化がありますから。

例えば、自尊感情の捉え方と自己肯定感、どういうふうに定義して使っていくのかというのは少し丁寧な議論が必要だと思います。自尊感情とか自己効力感とか、つま

り、自分が誰かのために役に立てているとか、自分にもこういう良い面があるとか、プラスのところに焦点を当てて、皆がそういうものを持っているから、そういうところを大事にしていこうという、そういう文脈で自尊感情は語られている。でも、自己肯定感も同じ意味で使われているケースがあって、それは違うだろうと思う。

自己肯定感というのは、高垣忠一郎氏が定義していますけれども「自分が自分であって大丈夫という感覚」です。つまり、プラスの面もあるけれども、自分には課題もあって、それも含めて自分なのだ。存在レベルの肯定感なのです。能力レベルの肯定感ではなくて、存在レベルの肯定感として「自己肯定感」を定義して論じている。こういう流れが一つの大事な流れとしてあるのです。私はそんなふうに考えています。

大事なものは、プラスの面だけに焦点を当てて評価をするだけだと、それに苦戦している子どもがいるので、まして障害を持っていたりすると、人の世話にばかりなっていると自己評価してしまったりすることもあるので、そうではなくて、かけがえのない命と幸せになる権利を持ってこの世に生まれてきたという、存在レベルのかけがえのなさをきちんと家庭でも学校でも受け止めてもらえること。それがベースにあると、自分らしさが芽を出していく。それが認められた上だと、褒められたり叱られたりしても、ちゃんと先生は僕らのことを思って言ってくれているということが伝わると思うのです。

それがないと、いつも褒められようと思って頑張る子どもは、それはそれでしんどいです。大学生にもいます。客観的には力があるのに自己肯定感が乏しいのです。「自分は駄目だ駄目だ」と言っているのです。もったいないですよ。

文部科学省も、今回初めて「自己肯定感」という言葉を例えば、中学校学習指導要領解説（総則編）の中で使っています。不登校支援に関わって「共感的理解と受容の姿勢が、生徒の自己肯定感を高めるためにも重要」と書いてあるのです。不登校の児童生徒は自己肯定感が低いので、そこを高めていく必要があると。

「自分が自分であって大丈夫という感覚」としての「自己肯定感」を他者と比べて高い低いと評価をすることは、私は違うと考えています。存在レベルでみんな大事だよと言っているのに、高いか低いかで競争するのとか。例えば、〇〇さんより私のほうが自己肯定感が高いとか低いとか、そういう議論ではないのです。

みんながかけがえのない存在としてお互いが大事にされている。みんなが大事だよ。高いとか低いとかではなくて、自己肯定感を育む。高めるとか、あなたは低いとか、そういう議論ではないのではないかと。

そこはちょっと残念ですが、「自己肯定感」という言葉が初めて学習指導要領に登場しているということは注目しつつ、言葉の定義については少し丁寧にしていく必要があるのではないかと思います。

(幼小中教育課)

ありがとうございます。

(春日井委員長)

私たちが子どもの頃は、自己肯定感という言葉はなかったですよ。先生達も、子

どもたちに「自己肯定感を育ててあげる」なんて言わなかった。それでもみんなそこそこ育っている。自分は自分でいい、あなたはあなたでいい、だからお互いを大切にしようよねと。日常の家庭生活や学校生活の中で自分のやりたいことにチャレンジできたり、みんなと一緒に面白いことができたり、助けてもらったり助けてあげたり、そういう中で気が付いたら結果として育っている感覚ではないかなと思います。

(佐々木委員)

数字のことを聞いてもよろしいでしょうか。

(春日井委員長)

どうぞ。

(佐々木委員)

24時間子ども SOS ダイアルの相談は年間どれぐらいの件数があるのでしょうか。

(幼小中教育課)

子どもナイトだいやるの相談件数は平成 29 年で 389 件です。

(佐々木委員)

時間帯はいかがでしょうか。

(幼小中教育課)

ナイトだいやるは毎日午後 9 時から午前 9 時までです。

それまでは、子ども・青少年局の「こころんだいやる」というものが、午前 9 時から午後 9 時までやっています。私たち（教育委員会）の事業のナイトだいやるとあわせて、これで県として 24 時間というかたちになっています。

389 件はナイトだいやるの件数です。

(佐々木委員)

年齢別、校種別の件数は分かりますか。電話で何歳ですかとかは、聞かないですかね。

(幼小中教育課)

聞かないです。相手が言う場合もありますけれども。

(佐々木委員)

1 日に 1 件以上あるということになりますね、普通に割ると。

(幼小中教育課)

はい。中には何回もかけてこられる方もいます。

(佐々木委員)

ここにはずっと相談員さんがおられるのですよね。

(幼小中教育課)

はい。これは委託しております。

(佐々木委員)

相談で、これは危ないなと思われた案件はどうなるのでしょうか。

(幼小中教育課)

夜中に私たち（教育委員会）の指導主事のところに連絡が入ります。そこから私（室長）のところに連絡が入ります。危ない案件で、これはというものについては、すぐに警察に連絡する場合があります。

(佐々木委員)

場所が分からないこともありますよね。

(幼小中教育課)

分からないこともあります。そういう場合でも警察には連絡することがあります。

(佐々木委員)

はい。

(春日井委員長)

他にいかがでしょうか。

教育相談の研修について、私もいろいろな都道府県の総合教育センターの研修に行ったことがあるのですが、全体としては、学力重視の施策もあって、教科指導等に関する研修が増えていて、教育相談の研修が減っているのです。滋賀県ではそういうことはないようですね。今日の御報告を聞いていると。

(幼小中教育課)

滋賀県では、今まで生徒指導スキルアップ研修というのをやっていましたが、それを教育相談に軸足を移して、去年から、教育相談スキルアップ研修として年間6回、各学校から推薦していただいた先生方を40人から50人くらい、私立の先生方にも来ていただいて、研修を行っています。

(春日井委員長)

なるほど。生徒指導から、あえて教育相談に焦点を移すということをされているのですね。とても大事なことだと思います。

教育相談を軸にした生徒指導という視点でやると、生徒指導もより効果的にできる。対立するものではない。生徒指導は、子ども集団を対象にした指導、支援をすることと考えたときに、構成メンバーである個々の子どもを丁寧に見るということを抜きには、集団へのアプローチはうまくいかないのです。

教育相談研修を大事にして生徒指導に生かすという視点はとても大事だと思います。さて、今日は皆さんにすごくたくさん意見をいただきました。情報を共有していただいて、議論を深めていただきました。予定の時間も参りました。重大事態がなければ次回の開催はまた任期更新時でしょうか。

(事務局)

そうですね。重大事態がなくても年に1回、今日のような形で行うことも考えてはおりますけれども。

(春日井委員長)

そうですね。案件がないからといって開かずに終わるのではなく、今日の1時間半の時間でも結構中身が濃くて、大事な議論の場になっていると思いますので、委員の方が変わられた時の顔合わせの意味もありますが、委員の方が変わられなくても年1回はこういう形で議論できるような場があればよいと思います。是非御検討をお願いいたします。

それでは今日のところはこれで終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(春日井委員長)

それではこれで終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

平成31年1月31日

滋賀県いじめ再調査委員会

委員長 春日井敏之